

現代中国政治の転換と農村幹部：

河北省 X 県の事例

田 中 仁

はじめに	93
I QQ「工作筆記」と人民公社時代の X 県	94
II 毛沢東死去から十月政変へ	97
III 革命秩序の解体と幹部政策	105
IV 中紀委・中組部調査組と X 県委の刷新	116
まとめ	123

はじめに

筆者の現在の関心は、現代中国政治の転換（1976–1982）を多面的に考察・検討することである⁽¹⁾。人民共和国成立後中国政治の転換期を1976–82年とするのは、1949–76年を革命パラダイムにもとづく毛沢東時代、1982–2002年を近代化パラダイムにもとづく鄧小平時代ととらえることによる⁽²⁾。1976年、華国鋒は十月政変によって党政軍三権を掌握、毛沢東死去後の政権運営にあたった。78年12月の中共十一期三中全会において指導権を獲得した鄧小平は、中国政治の革命パラダイムから近代化パラダイムへの転換を促した。81年6月の歴史決議において76–78年の政権運営に対する批判を受けた華国鋒は、82年9月の中共十二全大会で権力の中枢から退場、鄧小平政権が発足した。下図は、華国鋒政権と鄧小平政権の構成要素を対照したものである。

華国鋒政権と鄧小平政権

	華国鋒政権1976	鄧小平政権1982
党主席（総書記）	華国鋒	胡耀邦
国務院総理	華国鋒	趙紫陽

軍事委員会主席	華国鋒	鄧小平
党大会	十一全大会	十二全大会
憲法	78年憲法	82年憲法
毛沢東思想	「毛沢東選集第五巻」	歴史決議
指導思想	「二つのすべて」	「实事求是」

本稿は、河北省 X 県の農村幹部・QQ の「工作筆記」をてがかりとして現代中国政治の転換（1976-82）の実相を探る⁽³⁾。

I QQ「工作筆記」と人民公社時代の X 県

1 QQ のプロフィール

1930年、QQ は河北省 X 県西部・太行深山の耕読の家に生まれた。41年、根拠地小学に入学、抗日児童团团長となる。46年に LL 高小を卒業、47年には北方老解放区の従軍南下予備工作団に参加、解放区の小学教師となった。人民共和国成立後の51年、彼は X 県師範で学習、52年に X 県 LL 区の農村掃盲（識字教育）専職教師、53年には X 県 LL 区政府掃盲教育中心教導主任となった。55年、中国共産党に入党、58～66年、X 県 LL 人民公社委員会党委弁公室主任、中共 X 県 LL 工作委員会（以下、工委）書記、党委委員、鎮機関支部書記などの職務に就いた。文革初期、彼は X 県山区建設領導小組、XX 国防参戦建設籌備組で工作に従事した。72年 LL に戻り、工作委員会の再建に参加、73年に LL 工委所轄の BA 公社の党委副書記、翌74年には中共 X 県 BA 公社党委書記となった。79年10月、中共 X 県 JJM 工委副書記に転じた。83年、県林業局に移り、90年、県級離職休養となった。2003年死去⁽⁴⁾。

本稿が考察対象とする1976～82年についていえば、1979年10月以前が BA 人民公社党委書記、以後が JJM 工委副書記である。

2 「QQ 工作筆記」について

この「工作筆記」について、QQ の長子 QF 教授は次のように述べる⁽⁵⁾。

「QQ 工作筆記」は、1948年から89年までの40余年の間、QQ が業務のなかで書き綴ったノート合計84冊（40年代4冊、50年代11冊、60年代30冊、70年代28冊、80年代11冊）、総字数200万字以上である。内容は、会議記録、專題記録、調査記録、工作計画、

工作報告、工作部署、工作検査、工作総括、工作匯報、統計表、財務費目、講座提綱、経験材料、学習心得、読書筆記、随時雑記など多岐にわたる。1990年代以降、父 QQ 氏の同意のもと、QF 教授は各所に散在していた「筆記」の収集をはじめ、QQ 氏死去後の数年、Q 氏の家族による家財整理によって「工作筆記」は84冊となった。「QQ 工作筆記」は天津・南開大学歴史学院中国社会史研究センターの重視するところとなり、華北地域社会史研究室のもとで系統的な研究と整理が実現した。

2006年、「QQ 工作筆記」の保管と利用・研究について QF 教授と協定を締結し同文書を華北地域社会史研究室に移管、目録・索引作成と電子版の作成が進められた。

3 X 県の沿革

X 県は河北省南部、太行東麓・海河上流に位置する。

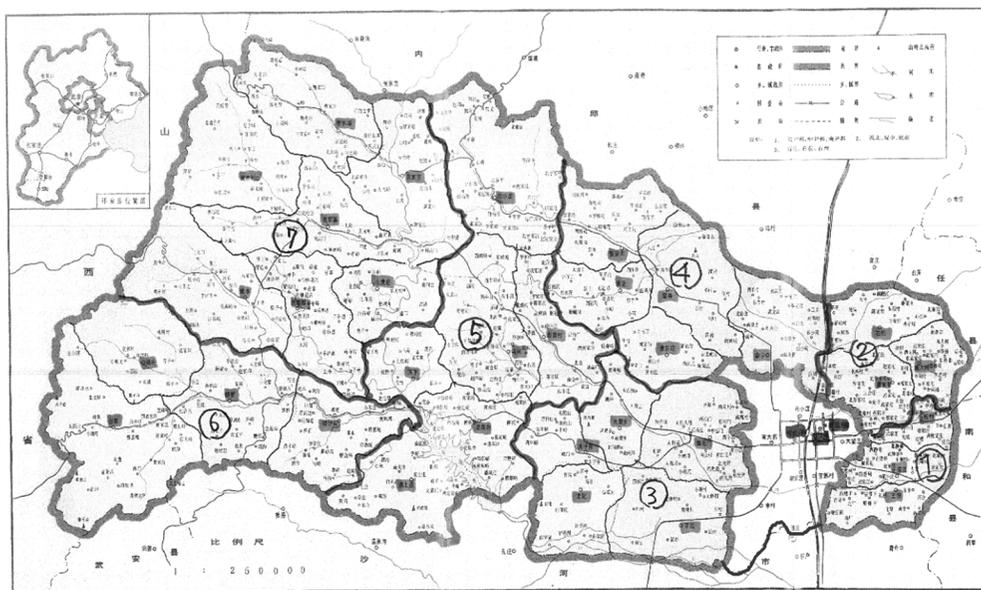
同県の沿革は下記のとおりである⁽⁶⁾。

- ・1953年 全県を7区112郷に編成。1・2区が平原区、3・4区が丘陵区、5・6・7区が山区である。6区は LL など14郷、7区は JJM など1鎮23郷であった。
- ・1956年 撤区併郷、112郷は55郷に再編された。
- ・1958年 全県50郷387行政村となる。
- ・1958年1月 全県50郷は7人民公社に編成された。
- ・1961年5月 7人民公社は33人民公社（626生産大隊）に分割された。33人民公社・626生産大隊は、以後20余年にわたる X 県の編成となった。
- ・1984年4月 33人民公社は6鎮・27郷に改編、生産大隊は617村民委員会に改められた。
- ・1986年5月 X 県は X 市に編入された。

人民共和国成立後、中国各地の県の下に「区」が設置された。この「区」は民国時期の地方行政の編成を踏襲したもので、一つの県のもとに十前後の「区」があり、それは県の派出機構であった。抗戦時期の中共政権も同様の措置を採り、根拠地の遊撃区には県大隊・区小隊が組織された。人民共和国成立後の区人民政府は旧制を踏襲して区公所と呼ばれ、県委の下に区委がおかれ、区委は郷委と郷政府を統括した。人民公社化の高潮の過程で、ほとんどの県で「区」は廃止された。廃止の原因は、人民公社化の高潮が「区」の機能を圧倒したこと、規模の小さい県では県と大公社の間に「区」を置く必要がなかったことによる。1960年代初め、人民公社の調整・縮小期になると多くの県で「工委」が設置されたが、その性質と管轄地域は以前の「区」に相当するものとなり、県委の派出機構として5-10

の公社を管理するようになった。(張思教授の教示による)

X 県では、1953年の7区、58年1月の7人民公社、そして60年以降の7工委は基本的に同じ領域のもとに設置された。



上掲の「地図」は、『X 県志⁽⁷⁾』所収の行政区画図をベースに鄧群剛氏の論文(注6参照)と『X 県志』57-59頁の記載を整理したものである。太線で囲まれた部分がX 県の領域で、①~⑦は該県の [7区-7人民公社-7工委] を示す。なお、①の西隣・②④の南隣・③の東隣の部分はX 市の領域で、同市にX 市政府・X 県政府・X 行署が置かれていた。

X 市とX 県、X 行署の関係は下記のとおりである⁽⁸⁾。

- ・1945年9月24日、X 解放。25日、X 県の市街と城外を分離してX 市とする(X 市政府成立)。
- ・1948年9月、華北人民政府成立(晋冀魯豫辺区廃止、X 市・県は華北行政区に属す)。
- ・1964年12月、X 專署、X 市とX 県をふくむ17県の合計18県(市)人民委員会を統括。
- ・1967年12月、河北省X 地区革命委員会成立(河北省革命委員会に隷属)。この後、全地区18県(市)革命委員会が相次いで成立(各級革命委員会は党・政・財・文など一切の権力を総覧)。
- ・1975年1月、中華人民共和國憲法、「地方各級革命委員会は地方各級人民代表大会の常設機関であり、同時に地方各級人民政府である」と規定(X 地区革命委員会は一級地方政府となる)。

- ・1978年7月、X地区革命委員会廃止。X地区行政公署再建（河北省人民政府の派出機構）。
 - ・1979年～1983年、全地区各県（市）革命委員会は相前後して人民政府に再編された。
 - ・1983年11月、X市、地轄市から河北省直轄市に昇格。
 - ・1986年5月、X県、X市に編入（国務院批准）。
- 中共河北省委に属する党組織（1980）は下記のとおりである⁽⁹⁾。

時間	各級委員会							基層組織		
	地委	省属市委	県委	地属市委	区委	その他 党委	党組	基層 委員会	総支	支部
1980	10*	2	139**	7***	237	482	2,240	5,020	3,142	107,732

*X地委、**X県委、***X市委

4 QQ研究会

2019年、筆者は南開大学講座教授として同資料を閲覧し、第43冊～第58冊電子版の提供を受けた。2020年7月から21年6月、林礼釗・岡野翔太・アルス・鄒燦・和田英男・日野みどりの各氏とともに「QQ工作筆記」の1976～82年部分、すなわち第43冊～第58冊⁽¹⁰⁾の輪読と討論をZoomによって行った。この研究会は台湾・中央研究院近代史研究所主題研究計画：国共兩党的比較研究〔黄自進、2018-2020〕によるものであり、本稿はこの研究会の成果をふまえたものである。

II 毛沢東死去から十月政変へ

1 公式党史の叙述

「中国共産党新聞網」所載の「中国共産党大事記1976年」における毛沢東死去から十月政変に関わる記載は下記のとおりである⁽¹¹⁾。

- ・9月9日 中共中央主席・中央軍委主席・全国政協名誉主席毛沢東、北京で逝去。全国の人民は、悲痛に暮れた。18日、追悼大会を天安門広場で挙行、華国鋒、弔辞を發す。
- ・10月6日 中央政治局は党と人民の意志を執行して果敢な措置をとり、江青・張春橋・姚文元・王洪文に対する隔離審査を実行した。江青反革命集団は粉碎され、全国の億万の群衆は衷心から擁護し、直ちに盛大な集会・デモを行って「四人組」粉

砕の歴史的勝利を熱烈に祝った。「文化大革命」の十年の内乱はこれで終わった。江青反革命集団を粉碎する闘争において、華国鋒・葉劍英・李先念らは重要な役割を果たした。

- ・ 10月7日 中共中央政治局は、華国鋒を中国共産党中央委員会主席・中共中央軍委主席に任命すること、このことについて将来中央全会の追認を受けることを決定した。
- ・ 10月7日～14日 中共中央政治局は、中央の党・政・軍機関、各省・市・自治区、各大軍区責任者がそれぞれ参加する打招呼（挨拶）会議を北京で開催。王洪文・張春橋・江青・姚文元反党集団事件を通報し、解決を要する問題と情勢を収める方針を提起した。
- ・ 10月8日～15日 「四人組」の上海での小残存勢力による反革命武装暴乱の陰謀を徹底的に粉碎した。18日、中共中央は王洪文・張春橋・江青・姚文元反党集団事件を各級党組織に通知し、全党と全国人民に伝達した。20日、中共中央は王・張・江・姚の反党罪行を審査する專案組を設置した。12月10日、中央は全党全国にむけて「王・張・江・姚反党集団の罪証材料」（その一）を発表した。この後、「罪証材料」（その二）（その三）も引き続いて下達、全国に「四人組」を摘発・批判する民衆運動が惹起された。広範な党員・幹部と民衆は、「四人組」の篡党奪権の陰謀活動・罪悪の歴史・反革命の謬論を摘発・批判し、彼ら派閥体系の清查を惹起した。

上掲の記載で下線部分、すなわち、(1) 10月6日、江青反革命集団は粉碎され、全国の億萬の群衆は直ちに盛大な集会・デモを行った、(2) 10月18日、中共中央は王・張・江・姚反党集団事件を各級党組織に通知し、全党と全国人民に伝達したとしている点については、検討が必要である。

中共中央党史研究室『中国共産党的九十年』には下記の記載がある⁽¹²⁾。

- ・ 10月6日夜、華国鋒と葉劍英は中央政治局を代表して人民の意志を執行し、王洪文・張春橋・江青・姚文元とその北京での派閥幹部に審査を実行した。
- ・ 同日夜、中央は政治局緊急会議を開催して「四人組」後の党と国家の重大問題について協議した。会議は、華国鋒を中共中央主席・中央軍委主席とするという決定を採択した。この決定は、後に1977年7月に開かれた党の十期三中全会で追認された。
- ・ 10月14日、党中央は「四人組」粉碎のニュースを公布した。

この下線部分について、吟味を要する。

1976年10月18日、中共中央は省軍級党委に宛てて「中共中央關於王洪文、張春橋、江青、姚文元反党集団事件的通知」(中央16号文件)を發した⁽¹³⁾。概要は以下の通りである。

- ・ 王洪文・張春橋・江青・姚文元は反党篡権の陰謀活動を行い、その罪行は極めて嚴重である。…この中国人民に極めて重い災難をもたらす反革命・復辟の陰謀を粉碎するために、中央は果敢な措置を取らざるを得なかった。10月6日、中央は、王洪文・張春橋・江青・姚文元に隔離審査を実行した。
- ・ 偉大な領袖・導師たる毛主席は、王洪文・張春橋・江青・姚文元に何度も厳肅な批判と辛抱強い教育を行ったが、彼らは悔い改めようとはしなかった。
- ・ 我が党と王・張・江・姚反党集団との闘争は、プロレタリアートとブルジョアジー、社会主義と資本主義、マルクス主義と修正主義の間の生きるか死ぬかの闘争である。
- ・ 王・張・江・姚反党集団を摘発・批判する闘争において、政策面で以下の注意が必要である。すなわち大衆の大多数を断固として信頼することである。
- ・ 王・張・江・姚反党集団に反対する闘争は、すべて党委員会の一元的領導のもとで進める。
- ・ 我々はしっかりと毛主席の遺志を継承し、……各方面の工作を努力してやりとげ、進んで好ましい情勢を發展させ、我が国のプロレタリア独裁を強化し、人類に対する大きな貢献を勝ち取らねばならない。

この文件が「此件発至県団級、伝達到全体黨員」(この件は県団級まで示達し、全党員に伝達する)としていることに留意したい。

ここで公式党史における叙述を整理しておく。

- ・ 1976年9月9日、毛沢東死去。18日、天安門広場で追悼大会開催。
- ・ 10月6日、政治局、江・張・姚・王「四人組」に対する隔離審査(拘束)。7日、政治局、華国鋒を中共中央主席・軍委主席に推挙(全会での事後追認)を決定。
- ・ 7～14日、政治局、中央の党政軍機関および省軍級責任者と打招呼会議開催(四人組事件を通報、善後策を提示)。
- ・ 8～15日、上海の四人組残余勢力を粉碎。
- ・ 18日、中共中央、四人組反党集団事件を省軍級党委に通知(県団級まで示達、全党員に伝達)。※中央16号文件
- ・ 20日、中央、四人組の反党罪行を審査する專案組成立。

中央16号文件の伝達対象が「全党員」であって「全国人民」とされていないことから、四人組事件の全国人民への公布・伝達を、10月14日(中国共産党的九十年)、あるいは18日(中国共産党大事記)とすることは適切ではない。また、中国共産党大事記における10月6日の「江青反革命集団粉碎」と「全国億万の群衆の盛大な集会・デモ」とを連続して捉えるのではなく、両者の間に一連の過程があったと理解すべきであろう。10月21日、北

京で四人組打倒を慶祝する150万人デモがあったことが22日の『人民日報』第一版に掲載されている⁽¹⁴⁾。

2 BA 公社党委書記・QQ の「工作筆記」

それではBA 公社党委書記・QQ の「工作筆記」は、毛沢東死去から十月政変にいたる過程をどのように記録していたのであろうか。以下はその概要である。なお[45-40]とあるのは、筆記第45冊の40頁の記載であることを示している。

- ・ 9月9日 県委電話会議（YX 県委書記⁽¹⁵⁾：①毛主席の思想で武装した中国人民。② 群衆を組織して放送を聴取させ、「中央の全国人民に告げる書⁽¹⁶⁾」を真剣に学習し、どのように実際行動で主席の意志を実現するか。③中央の配置に従って追悼活動を行う）[45-40][45-41][45-42]
- ・ 9月13日 大隊視察（王山鋪、朱文坪、大西莊）[45-42][45-43]
- ・ 9月15日 YX 県委書記（①悲痛を力に変え実際行動で偉大な領袖毛主席を追悼する。②毛主席が拓いた革命事業を徹底的に進める。③毛主席の講話を聴く）[45-44][45-45][45-46][45-47][45-48][45-49][45-50]
- ・ 9月21日 大隊視察（前大嶺、尚莊⁽¹⁷⁾、白岸口、BA）[45-52][45-53][45-54][45-55][45-56]
- ・ 10月5日 LL 工委書記会議（HJ 主任⁽¹⁸⁾：①如何にして学習を強化し自らを革命化するか。②毛主席の遺志の継続は毛沢東思想路線の方針政策・三要三不要原則の継続である。③毛主席の著作の学習方法）[45-57][45-58][45-59][45-60][45-61]
- ・ 10月11日 県委電話会議（DM 県委副書記⁽¹⁹⁾：①地委会議に基づき開催。②党中央の呼びかけに断固呼応し、毛主席の遺志を継承する。③毛主席の輝かしい思想を学習する）[45-61][45-62][45-63][45-64][45-66][45-67] 中央文件中発（1976）15号の伝達 [45-68][45-69][45-70][45-71][45-72]
- ・ 10月18日 県委緊急電話会議（①地委通知〔中央16号文件の伝達〕に基づき反革命の罪行の摘発・批判を真剣に討論する。②プロレタリア文化大革命の成果を肯定する。③批鄧・反右傾）[45-78][45-79][45-80]
- ・ 10月28日 県委会議（WH 県委元副書記⁽²⁰⁾：講話。HF 県委副書記⁽²¹⁾。YX 県委書記：結論。DM 県委副書記：中央16号文件の反覆学習。HJ 主任。F 書記。W 書記）[45-82][45-88][45-89][45-90][45-91][45-92][45-94][45-95][45-96][45-97][45-98][45-99][45-100][45-101][45-102][45-103][45-105][45-107][45-108][45-109][45-110]

BA 公社（BA 郷）の概況は以下の通り。9月13日と21日にQQ が下郷工作をおこなった

生産大隊に下線を付した。

- ・ 1961年9月、X県所轄の区画を調整。33公社・626生産大隊に画分。BA公社所轄下の22生産大隊：大西莊、小西莊、清泉、朱文坪、洺水、王山鋪、賈道湾、白岸口、孟家莊、大魚、麦条溝、前坪、西口、南就水、黄家台、許家村、枕溝、後大嶺、前大嶺、尚莊、芝麻峪、BA (X県志57,59)
- ・ 1984年4月、人民公社の「政社一体」体制を改め、郷・鎮政府を設置しその下に村を設置した（従来の生産大隊は村民委員会に改称）。1988年末、全県は6鎮・27郷、617行政村となった。(X県志59)
- ・ 1988年、BA郷は22行政村・34自然村からなる。県政府所在地の西60.7キロ。9,143人。中・小学校35校、教師75人。衛生院1院、医師11人。このほか各村に半農半医37人。(X県志74)

人民公社の幹部と生産大隊・生産隊の幹部との違いについて、張楽天『告別理想：人民公社制度研究』は以下のように述べている⁽²²⁾。

- ・ それぞれの地方から見ると、党の領導、とくに党委書記あるいは支部書記は一方で至高の権力をもっている。しかし彼らの権力は「上から」のもので、地方社会の変遷を支配する実際の権力は中央にある。
- ・ 公社の党委の主要な指導者はみな国家幹部である。彼ら自身の経済利益と地方経済の発展とは直接的な関係はなく、彼らは「掛け値なしに」上級の指示を執行することも可能である。生産大隊の幹部は生産隊の労働点数をもち、また生活も農民のなかにある。彼らが問題を処理するときには「上も下も撃退する」[上下擺擺平]ことを考える。彼らは上への服従を考えるが、結局、大隊は政治権力における一級のバッファーである。生産隊には党員がいるが、党の組織は存在しない、あるいは党の小組があるものの、それは生産隊の権力を握っていない。生産隊の権力は隊長の手中にあるが、隊長が党員であるとは限らない。このため生産隊もまた一級権力のバッファーであり、生産隊長と幹部たちは社員の利益をより顧慮する。

人民公社の幹部が国家幹部であるのに対して、生産大隊・生産隊の幹部は農民であった。末端の国家幹部としてのQQは、上級の県組織を介して中央の意思を受けとめるとともに、生産大隊・生産隊という農民の世界に対処していた。

次に、QQが筆記に書き留めた中共中央15号文件を示す。文件は省軍級宛の前段で華国鋒の党中央主席・軍委主席に任ずる決議を通知し、県団級宛の後段でこの決議が毛沢東の生前の措置によるものであること、将来中央全会の追認を得るとする。

ここで再度、「工作筆記」の記載を整理したい。項目中の【 】は、QQの所在地を示す。

- ・ 1976年9月9日、県委電話会議開催【BA】。YX・県委書記、毛沢東死去後の方針を提示。
- ・ 9月13日 大隊視察【王山鋪、朱文坪、大西莊】。
- ・ 9月15日 YX 県委書記講話。放送か？⁽²³⁾【BA】。「全県に66の靈堂が設置され、総計15万人が追悼をおこなった」。[45-44]
- ・ 9月21日 大隊視察【前大嶺、尚莊、白岸口、BA】。
- ・ 10月5日 LL 工委⁽²⁴⁾ 書記会議【LL】。
- ・ 10月11日 県委電話会議【BA】。DM 県委副書記はX 地委会議をもとに中央15文件を提示。QQはこれを書きとめた。※中央15号文件（10月7日）。
- ・ 10月18日 県委緊急電話会議【BA】。X 地委の中央16号文件の通知をもとに開催。
- ・ 10月22日、地区・市およびX 県の10万軍民⁽²⁵⁾は盛大な集会デモを挙行、「四人組」反党集団による党奪権陰謀を粉碎する偉大な勝利を熱烈に慶祝した。（地区大事記236）
- ・ 10月28日 県委会議【X市】。中央16号文件をふまえた政策の具体化を協議。

「工作筆記」の記載から、1976年9～10月におけるBA 公社党委書記・QQのスケジュール（会議出席・生産大隊視察や所在地など）を復元することができる。

また、①十月政変にかかわる中央の意思の伝達が、華国鋒の中共中央主席・軍委主席選出を伝える中央15号文件が先行し、後に四人組に対する隔離審査を通知する中央16号文件が別途作成されたこと、②これら中央文件がX 地委を経て県委電話会議によって人民公社指導部に知らされたことが分かる。なお、QQが中央15文件を「工作筆記」に書写したのは、同文書が「県団級までの示達」とされていた（郷営級幹部であるQQは示達対象ではなかった）ことによる。

これらの諸点は、「工作筆記」が中央の意思や政策がどのように基層に伝達されたのかを知るうえで極めて重要な資料であることを示している。

3 画期としての十月政変

現代中国政治における画期としての1976年十月政変について、楊繼繩『文化大革命五十年』は以下のように論じている。

十月政変以後、毛晩年の思想による束縛は解除され、いくつかの重要な人道主義的な壮挙が実行された。その一は、冤罪捏造誤審事件の名誉回復である。1976年10月か

ら78年12月にかけて文革中に打倒された幹部4,600余名が現職に復帰し、胡耀邦が中央組織部長に就任して以後、その歩みは加速された。その二は、1957年の反右派闘争の中で右派分子にされた数十万人が、数人の右派の象徴とされた人物をのぞいて、全員が右派との判定を是正されたことである。その三は、広大な農村では、地主・富農に被せられた帽子が脱がされ、数千万にのぼる人々の政治的地位が改善された。反右派闘争や土地改革運動が否定されたわけではなかったが、上の三つの壮挙によって億を超える人々が「政治的賤民」の身分を脱却した⁽²⁶⁾。

葉劍英は、十月政変後の西山会議で地方の四人組派閥の清算を提起した。こうして全国的に大規模な摘発・批判・審査（掲批査）運動が展開された。対象となったのは文革期の積極分子であった。この運動で処分されたのは、①「四人組」中核分子（逮捕され裁判にかけられた）、②「三種人⁽²⁷⁾」（審査・批判～人民内部の矛盾として処理された）、③重大な政治的誤りを起こしたもの（告白～以後重用されず）であった。78年12月の十一期三中全会で運動の終了が宣告されたが、一部の省では1980年代まで審査が続けられた⁽²⁸⁾。

以下、十月政変を契機とする四人組摘発と「政治的賤民」解放に関わる諸事項を年表に整理しておく。

- ・ 1977年4月14日 X地委、「四人組」摘発経験交流会開催。（X地区大事記⁽²⁹⁾ 240）
- ・ 1977年11月14日 X地委、[王洪文・張春橋・江青・姚文元反党集団関連の人物と事案を清查する] 清查弁公室設置。（X地区大事記249）
- ・ 1977年12月7日 X地委、「四人組」摘発・清查工作会議開催。（X地区大事記250）
- ・ 1978年4月5日 中共中央、中央統戦部・公安部「關於全部摘掉右派分子帽子的請示報告」を批准。すべての右派分子のレッテルを外すことを決定。9月17日、党中央「關於全部摘掉右派分子帽子決定的实施方案」を發出。（中共党史大事年表415-416）
- ・ 1978年5月27日 X地委、摘掉右派分子帽子[右派分子のレッテルを外す] 工作弁公室設置。1980年10月15日廢止。一連の工作によって、1,929名の右派、301名の中右、354名の反社会主義分子のレッテルを外した。（X地区大事記258）
- ・ 1978年7月26日 X地委、市県委书记・公社党委書記會議開催。省委の「四人組」摘発報告會議を伝達し、具体的な実施方法を討論した。（X地区大事記260）
- ・ 1978年11月 中共中央組織部、「關於落實農村基層幹部政策的幾点意見」を發出。「四清」「反右傾」「整風整社」運動での誤った処理の再審査を提起⁽³⁰⁾。
- ・ 1978年12月12日 X地委、文革問題によりLS県革委副主任を免職。（X県志38）

Ⅲ 革命秩序の解体と幹部政策

1 画期としての中共十一期三中全会

『X 県志』は、「四清」と文化大革命が X 県の党組織に深刻な混乱をもたらしたことに
いて、次のように述べている。

1963年に始まった粗い「四清」と64年に始まった細かな「四清」は、左傾思想の指
導の下、誤って提起された運動の重点は党内の資本主義の道を歩む実権派を肅清せよ
であり、「有棗没棗打三竿」[状況を考慮せず区別せずに対処する]を実行、とりわけ
第二期後半と文化大革命が結びついて進められた。さらに上級から派遣された「四清」
工作団・分団・工作隊が基本的に県委・公社党委・大隊党支部の指導にとってかわり、
結果的に多くの党幹部は不必要な打撃を受け、迫害によって犠牲になるものもあった。
全県33公社の党委書記のうち32人が配置転換・免職となり、県直および29公社の
27,122名の幹部のうち19,442名の幹部が「四不清」と認定された。(367頁)

党員の発展は「九大」の精神にもとづき、階級闘争・路線闘争に対する覚悟を基準
をとし、主として積極的に造反して「走資派」との闘争を行う人物を入党させた。整
党整風「吐故納新」[古いものを捨て新しいものを取り入れる]工作において、一群の
老党员が「走資派」「叛徒」などの罪名で党を除名された。一群の造反派の頭目や武装
分子は「闘争」の最前線のなかで入党し、また政治運動での積極分子が党に「迎え入
れ」[納新]られた。1969年だけで、全県の党員は17,546名に達し、文革開始前に比
して6,750名増加し、組織上著しい不純がもたらされた。多くの党員の入党動機は明確
でなく、党内の思想作風にも重大な欠陥が発生した。(379頁)

「四清」と文化大革命による中共党組織の混乱を整頓することは、革命秩序ではない政治
秩序を構築するうえで必須の幹部政策であった。

公式党史において「改革・開放」への転換の画期とされる中共十一期三中全会について、
web サイト「中国共産党新聞」は次のように概括する⁽³¹⁾。

- ・ 全党の工作の重点を社会主義現代化建設に置く（「階級闘争を大綱とする」スローガ
ンを使わない。「プロレタリア階級独裁下の継続革命」論を否定）。
- ・ 党史上の重大な冤罪・指導者の評価を審査し解決した（廬山会議での彭徳懐らに対
する誤った批判、薄一波らの61人案件、「反撃右傾翻案風」と天安門事件について
の誤った文件、鄧小平の1975年の工作など）。これまでの專案組によって幹部を審

査する方法を廃止する。

- ・「中共中央關於加快農業發展若干問題的決定（草案）」「農村人民公社工作條例（試行草案）」（新六十條）を省・自治区・直轄市で討論・試行する。
- ・「二つのすべて」の誤った方針を批判し「真理の基準」問題についての討論を高く評価した。思想の解放、实事求是、團結一致の指導方針を確定した。鄧小平を核心とする第二代中央指導層が形成され始めた。

十一期三中全会直後の1979年1月、中共中央は四類分子（地主・富農・反革命・悪質分子）のレットルを外す問題、国民党蜂起・投降人員問題に関する決定・通知を作成した。

「中共中央關於地主、富農分子摘帽問題和地、富子女成分問題的決定」(1979年1月11日)の概要は下記の通りである⁽³²⁾。

- ・土地改革・集団化以来の「地主・富農・反革命・悪質分子」のレットルを外し、社員と同様の待遇を与える（群衆の評価・審査～県革命委員会の批准）。
- ・「地主・富農」家庭出身の人民公社社員は一律に公社社員であり、他の社員と同様の待遇を受ける。
- ・「地主・富農」家庭出身の人民公社社員の子どもの家庭出身は社員であり、地主・富農家庭出身としてはならない。
- ・「地主・富農・反革命・悪質分子」のレットルを外されたこと、および地主・富農の子どもの新たな改訂は、公社と生産大隊の範囲で掲示・公布する。
- ・ごく少数の未改造の四類分子に対しては引き続き監督と改造を進めるとともに、レットルを外すにいたる段取りを具体化する。

「中共中央批轉中央統戰部等六部門《關於落實國民黨起義、投誠人員政策的請示報告》的通知」(1979年1月17日)は、中共中央が中央統戰部・中央調査部・最高人民法院・公安部・民政部・総政治部「關於落實國民黨起義、投誠人員政策的請示報告」(1月9日)に同意し、その執行を指示したものである⁽³³⁾。

1月9日の中央統戰部ほか「請示報告」は、蜂起・投降人員に対する「既往不咎」政策は一部で実施されず、特に林彪・四人組期に嚴重に破壊されたとし、①冤罪を晴らして善後政策を実施する、②歴史問題とそれに起因する反革命分子のレットルを外す、③歴史問題によって職務をはく奪されたものに対して、適切な仕事を分配しもとのレベルの給与を回復する、④起義・投誠後に故郷に戻されたものに対して、労働能力のないものに対して社会救済を行う、⑤起義・投誠での貢献・影響が大きいものに対して、政治上適切な配置を行う、⑥起義・投誠人員の家族・子女を蔑視してはならない、⑦文革中に略奪された財産は本人あるいは家族に返還しなければならないと述べる。

1月17日、これを受けて中共中央はこの「請示報告」に同意し、その執行を以下のよう
に指示する。

- ・「愛国一家、既往不咎、一視同仁、量才録用、妥善安置」は、毛主席・周総理がかつて制定した重要政策であり、国内革命戦争・解放戦争期に敵軍の瓦解・革命統一戦線の発展に重要な役割を果たした。
- ・この政策を回復させて優良な伝統を回復するだけでなく、台湾の祖国復帰・祖国統一の大業に重要な意義がある。

以下、十一期三中全会以降の関連事項を年表に整理しておく。

- ・ X 県では十一期三中全会の後速やかに党の政策が実施され、1,085 人の党籍を回復した。同時に、知識分子に対する党員発展にさらに注力するようになり、党員隊伍の文化構造に顕著な変化が発生した。(X 県志 379)
- ・ 1979 年 1 月 1 日 米中国交樹立、人民代表大会常務委員会「告台湾同胞書」を發表。
- ・ 1979 年 1 月 13 日 「中共中央關於地主、富農分子摘帽問題 and 地、富子女成分問題的決定」。
- ・ 1979 年 1 月 17 日 「中共中央批轉中央統戰部等六部門《關於落實国民党起義、投誠人員政策的請示報告》的通知」。
- ・ 1979 年 2 月 X 県委、「中共中央關於地主、富農分子摘帽問題 and 地、富子女成分問題的決定」を貫徹し、全県の 1,898 名の地主分子、富農分子、反革命分子、悪質分子のすべての帽子を外した。(X 県志 38)
- ・ 1979 年 4 月 22 日 X 地区の四類分子評審摘帽工作終わる。それまで四類分子とされていた 24,536 名のうち、レットルを外すもの 23,135 名、誤ったレットルを改めるもの 859 名、無効を宣告するもの 208 名、外地への転出者 21 名、引き続き帽子を被せ監視・改造させるもの 313 名となった。(X 地区大事記 273)
- ・ 1979 年 6 月 20 日 X 地区知識分子政策実施會議開催。(X 地区大事記 275)
- ・ 1979 年 X 県委、統一戦線部再建後、誤って認定された右派分類について 100 名すべてを改正。また国民党員で投降し、かつ「反革命」「悪質分子」として打倒された人々に対する政策を具体化するとともに、生活面での適切な手当てを行った。さらに元商工業者に対しての政策を具体化した。(X 県志 386)
- ・ 1980 年 2 月 中共十一期五中全会、劉少奇の名誉回復決議。
- ・ 1980 年 2 月 中共十一期五中全会、「關於党内政治生活的若干準則」を採択。
- ・ 1980 年 8 月 20 日 『人民日報』、「原 X 県委对中央方針政策頂着不辦、中紀委和中央組織調查摸清情況、按照政策調整 X 県委領導班子」を掲載。(X 地区大事記 291)

- ・ 1980年10月 中共中央、康生・謝富治が「文化大革命期に林彪・江青らの篡党奪権の反革命陰謀活動に直接参与した」とする中央規律委員会の審査報告を批准、党籍はく奪を全党に通知。
- ・ 1981年1月 最高人民法院、林彪・四人組裁判で死刑・無期懲役などの判決をくだす。
- ・ 1981年6月 中共十一期六中全会、「關於建国以来党的若干歷史問題的決議」採択。
- ・ 1981年10月10日 X地委、文革中に作成された事実と異なる侮辱・無用な審幹資料19,000件を破棄。地委直轄機関・市県委が年末までに同様の処理を行うよう指示。(X地区大事記319-320)
- ・ 1981年10月27日 X県委、文革中に迫害死した元県委書記WG、元県委第三書記ZMら7人の名誉回復；無実で迫害された83幹部の公開の名誉回復を決定。(X県志39)
- ・ 1981年12月5日 X地委、所轄機関が名誉回復を断固と実施し党の政策を徹底的に実施するための放送大会を実施（市・県・公社以上の脱産幹部・職工20万人が実況放送を聴取）した（①地委幹部・すべての犠牲者の名誉回復、②李冬事件関係者、③陳伯達批判関連、④五七幹部学校での誤った処理；⑤三大冤罪事案；⑥批林批孔や右傾翻案風での誤った処理；⑦1977年の清查での誤った処置など）。(X地区大事記323-324)
- ・ 1982年6月1日 X地区で拘留されていた元国民党県団以下のすべての人員を釈放。(X地区大事記335)

2 JJM 工委副書記・QQ の「工作筆記」：幹部政策の実施状況

QQ は「幹部政策の実施状況」(1980年5月1日)において、JJM 工作委員会が管轄する7人民公社における文革後農村秩序の実態を概括する。

[51-158]

158 落实干部政策情况 80.5.1.
 党受处分602名 其中开除81名
 其中2个脱产, 留党125, 警告42名, 四清不登
 104, 缓登151名,
 劝退0 机关开除1
 ② 非正常死亡57名。
 ③ 成分上升的, 升为地主15户, 富农56
 户, 中农升为上中农358户, 贫农升为中农134名
 共上升563户。
 ④ 戴地主帽8名, 带(戴)富农帽56名,
 反革命60名, 坏分子40名, 右派8个共172名。
 ⑤ 有经济问题2059名, 定款217500元。
 现已否定164256元。
 ⑥ 机关受党纪处分25名, 其中(中)开除
 5名, 留党13名, 警告5名, 不登1, 缓登1, 机
 关死1。

落实干部政策情况 80.5.1

- ① 全工委党员受处分602名, 开除党籍81个, 其中2个脱产, 留党125, 警告42名, 四清不登104, 缓登151名, 劝退0 机关开除1
- ② 非正常死亡57名。
- ③ 成分上升的, 升为地主15户, 富农56户, (下)中农升到上中农358户, 贫农升为中农134名, 共上升563户。
- ④ 戴地主帽8名, 带(戴)富农帽56名, 反革命60名, 坏分子40名, 右派8个共172名。
- ⑤ 有经济问题2059名, 定款217500元。现已否定164256元。
- ⑥ 机关受党纪处分25名, 其中(中)开除5名, 留党13名, 警告5名, 不登1, 缓登1, 机关0, 死1。

[51-159]

159
 全工委共受党纪处分627名
 其中开除86名 留党138名 警告
 47名 不登105名 缓登152名
 (死亡机关2名) 共非正常死亡59名
 国民党, 本人不知道116名, 无据
 可查的221名, 有证有据的国民党
 274名, 区分部以上7名 共618
 名, 落实没有事302名。
 全工委党员2907名(农村)机
 关312名。
 全工委现在担领导干部老干部
 8名, 老干部没有担职务3个, 其中2(名)有病。
 文化革命后提起新干部, 浆水6个
 (以下工委各公社新干部名单))

- ⑦ 全工委共受党纪处分627名, 其中开除86(名), 留党138名, 警告47名, 不登105个, 缓登152名(死亡, 机关2个)共非正常死亡59名。
 - ⑧ 国民党, 本人不知道116名, 无据可查的221名, 有证有据的国民党274名, 区分部以上7名, 共618名, 落实没有事302名。
 - ⑨ 全工委党员2907名, (农村)机关312名。
 - ⑩ 全工委现在担领导干部老干部8(名), 老干部没有担职务3个, 其中2(名)有病。
 - ⑪ 文化革命后提起新干部, 浆水6个
- (以下工委各公社新干部名单))

[51-160]

<p> 燕北 芸之河 王依亭 木依良 刘志平 炎因炎 刘父子 来元 志子母 才可宽 王以苦 法好承 少林 刘林保 姚建萍 刘儿作 刘志平 洪金子 世光年 刘永英 如以梅 斗牛木 柳玉林 印以春 依云林 王学顺 王信益 徐成林 王永英 王信机 薛刘支 百户庄： 芸依 宛以真 尹子瑞 宋家庄 志景信 华景志 如以平 </p>	<p> ⑫浆水 ⑬枣元（枣园） ⑭冀家村 ⑮将木（J[J]M） ⑯百户庄（白虎庄） ⑰宋家庄 </p>
--	--

[51-161]

<p> 孙明江 郝主贵 袁山峪 左隆秀 印顺科 吴德玉 如以杰 郝英才 工委 书记23个、主任21个 1949年10月8日、5、11 分汉江报21日、布置 李学布 (李学布) 如以平 研支社综合、研广布分设 县社加综合 小委、川、克、克、世、行、口、喷 18社小办、从州、牛、向、来、接、山、各 18社小办、共、子、1、0、0、全部喷心。 </p> <p style="text-align: center;">161</p>	<p> ⑱崇水峪 ⑲工委 书记23个、主任21个 </p>
---	--

[説明] 段落番号①～⑱は叙述上の便宜による。

(1) ①「全工委黨員受処分602名」と⑥「機関受党紀処分25名」を合算したものが⑦「全工委共計受党紀処分627名」である。

ここでの「黨員」①は「農林系統」を、「機関」⑥は「機関団体」を指す【X県の黨員数】。すなわち「農林系統」の「黨員」は【X県の人口】の「農業人口」、【X県の職業構成】の「農業」に属するのに対して、「機関」は【X県の職業構成】で「機関・団体」に属す。

【X県の黨員数⁽³⁴⁾】(X県志380)

年	総計	農林系統	機関団体
1965	10,796	9,508	577
1970	14,379	13,278	461
1975	16,972	14,219	813
1980	18,703	13,164	1,393
1985	20,851	14,163	1,827

【X県の人口】(X県志123-124)

年	総人口	農業人口
1965	300,601	296,038
1970	331,964	328,343
1975	355,032	343,081
1980	356,703	348,021
1985	385,769	374,897

【X県の職業構成】1982年(X県志129)

	就業人口	比率
農業	144,538	90.47
工業・運輸業	6,652	4.16
商業・サービス業	2,611	1.63
文教・衛生系統	2,768	1.73
機関・団体	2,054	1.29
その他	1,149	0.72
総計	159,772	100

(2) 「機関」⑥は、人民公社における党政幹部を指す。

(a) 1980年の人民公社には管理委員会があった【1975年憲法の79年修正】；(b) 1980年のX県にあった33の人民公社には中共党委員会が存在していた【X県の基層組織】ことから、「機関」＝人民公社の党政幹部は人民公社党委員会に所属する党幹部と人民公社管理委員会に所属する行政幹部を合わせたものであるとすることができる⁽³⁵⁾。

【1975年憲法と79年修正】

1975年憲法

第三節 地方各級人民代表大会と地方各級革命委員会

第三十三条 中華人民共和国の行政区域の画分は以下の通りである：(一) 全国を省・自自区・直轄市に分ける；(二) 省と自治区を自治州・県・自治県・市に分ける；(三) 県と自治県を人民公社と鎮に分ける。

第三十四条 省・直轄市・県・市・市轄区・人民公社・鎮に人民代表大会と革命委員会を設立する。人民公社の人民代表大会と革命委員会は基層政権組織であり、集団経済の領導機構でもある。

1979年改正

一、第二章第三節の表題を以下のように改める：「地方各級人民代表大会と地方各級人民政府。」

二、第三十四条第一款を以下のように改める：「省・直轄市・県・市・市轄区・鎮に人民代表大会と人民政府を設立する。人民公社に人民代表大会と管理委員会を設立する。」

第二款を以下のように改める：「人民公社の人民代表大会と管理委員会は基層政権組織であり、集団経済の領導機構でもある。」

【X県の基層組織】(X県志377)

年	類別	総計	工業交通	農林系統	財貿系統	文教衛生	機関団体	その他
1980	支部	934	107	624	73	58	64	8
	総支	20	10	4	3	2		1
	党委	34	1				33	

(3) ①⑥⑦は十月政変以降の幹部政策の成果を総括したものである。

既述のごとく四清・文革は中共党組織に深刻な混乱をもたらした。その整頓は革命秩序ではない政治秩序を構築するうえで必須の幹部政策であった。「開除党籍」(党籍剥奪)「留党(観察)」「警告」は党規約にもとづく党員処分である⁽³⁶⁾。

「(四清)不登」は「不予(准)登記」を意味し、党員再審査で登記を認めないことを指す。「緩登」は党員資格の「登記保留」である。X県では十一期三中全会の後速やかに党の政策が実施され、1,085名の党籍を回復したというが(X県志379)、党員資格再審査の過程で不可・保留とされたものが、JJM工委所轄の党員(⑦)でそれぞれ105名・152名(⑦)いたことになる。

「非正常死亡」(⑦②)は四清・文革期の混乱に起因するもので、幹部政策の実施にあたって首謀者にしかるべき処分が科された。⑦の59名はJJM工委管轄下の全党員の、②の57名は「農林系統」(農民)の該当者である。

残る2名は、①「機関開除(機関の職務停止)1」および⑥「死1」があたる⁽³⁷⁾。

(4)「農林系統=農民」党員における「勸退」について。

農民党員にかかわる「勸退」と「全工委党員受処分602名」と内数との不整合(①)については、以下のように解される(張思教授の教示による)。

所謂「勸退」は、何某かの誤りを犯した党員が(強制されるのではなく)自主的に党を離脱することを指す(離党勸告)。このため「勸退」を受けたものは、一般的に 심각한 党紀違反を犯したとは言えず、また「勸退」は誤りを犯した党員に対する一種の極めて温和な処分形式であると見なされる。四清・文革期の極端かつ残酷な左傾路線の環境のもとで、この種の温和な「勸退」の形式で党員を処分するという状況は、きわめて稀だった。本資料で「勸退」が0としているのは容易に理解しうる。

それでは「全工委党員受処分602名」①と内数との不整合(小計で漏れている98人)はどのように理解すべきであろうか。彼らは「党内・行政職務の停止」処分を受けたと思われる。四清・文革期、農村基層党員が「党内・行政職務の停止」処分を受けることは頻繁に起こった。その際、彼らが犯した「誤り」がそれほど嚴重ではないため、党籍開除や嚴重警告などの処分の程度に達していない場合があった。同時にこれに反して、党籍開除や嚴重警告などの処分に当たる誤りを犯していた場合にも、必然的に党内・行政職務の停止となった。このため両者を区分しえない数値を掲げることはあまり意味がなかったと考えられる。

四清・文革期、農村党員幹部で村支部書記・副書記、支部委員、大隊長・副隊長(生産小隊長)、政工員、大隊会計・小隊会計などの職務を停止されたものは多数にのぼった。彼らは党籍を保持し、文革終結後にもとの職務に復帰していたか否かに関わらず党紀上の「処分」は残っていた。個人档案におけるこの処分記録をいかに処置するのかは、彼ら自身の将来に影響を与えうるものであった。このため彼らは「幹部政策の実施」を強く要求した。

(5) 「四類分子」など政治賤民の解放。

③④は「中共中央關於地主、富農分子摘帽問題和地、富子女成分問題的決定」(79/1/11)に由来する地主・富農など「四類分子」に関わる総括である⁽³⁸⁾。「右派」の改正については、1978年4月5日に中共中央が中央統戦部・公安部「關於全部摘掉右派分子帽子的請示報告」を批准、すべての右派分子のレッテルを外すことを決定した。9月17日に党中央「關於全部摘掉右派分子帽子決定的实施方案」を發出していた。(中共党史大事年表415-416)

(6) 経済問題。

四清時期における「経済問題」とは、汚職とそれによって被った「経済的損失」のことであり、実際と乖離した誇大な数値が残された。⑤の「2,059名」は汚職を行ったとされる人数、定款「217,500元」は支払われるべき罰金を指す。筆記はこのうち3/4(164,256元)が「否定」された、すなわち罰金を支払う必要はないとされたとする。残りの1/4をどのように処方するのかは、幹部政策の帰趨と農村社会の安定にとって極めて重要な課題であった。(張思教授の教示による)

(7) 国民党問題。

⑧は「中共中央批轉中央統戦部等六部門《關於落實国民党起義、投誠人員政策的請示報告》的通知」(79/1/17)に由来する「国民党問題」に関わる総括である。この問題が「四類分子」など政治賤民の解放と異なるのは、四清・文革期に国民党問題によって「反革命・悪質分子」と指弾された人々のほかに、旧国民党員として拘留されていた人々が存在していたことである。前者は「四類分子」と同様の措置を受けたのに対して、後者は1982年6月の釈放を待たねばならなかった(X地区大事記335)。

ここでこの文献の内容を整理しておく。

- ・ JJM 工委所轄の党員〔機関＝人民公社の党政幹部と農林系統＝農民〕で党紀処分を受けたもの627名。党籍開除86名、留党觀察138名、警告47名、不登〔党員再審査で登記を認めない〕105名、緩登〔党員資格の登記保留〕152名。非正常死亡59名(うち機関2名)。 …⑦
- ・ JJM 工委所轄の党員〔農林系統＝農民〕で党員処分を受けたもの602名。党籍開除81名(うち「脱産」2名)、留党觀察125名、警告42名、四清不登104名、緩登151名、勸退(離党勸告)0名、機関開除(非農民党員の免職)1名。 …①
- ・ JJM 工委所轄の党員〔機関＝人民公社の党政幹部〕のなかで、党紀処分を受けたもの25名。党籍解除5名、留党觀察13名、警告5名、不登1名、緩登1名、機関開除0名。非正常死亡1名。 …⑥
- ・ 四清運動において階級成分が上昇したもの563戸。地主15戸、富農56戸、下中農か

- ら上中農に上昇した358戸、貧農から中農に上昇した134名。 …③
- ・ 文革期に四類分子・右派とされていたもの172名。地主8名、富農56名、反革命60名、悪質分子40名、右派8名。 …④
- ・ 経済問題2,059名、217,500元。164,256元が否定された。 …⑤
- ・ 国民党問題618名。本人が知らない116名、調査すべき資料がない221名、党员である証拠がある274名、区分部以上の党员7名。302名が問題なしとされた。 …⑧
- ・ 工委所轄の党员2,907名、「機関＝人民公社の党政幹部」312名⁽³⁹⁾。 …⑨
- ・ 工委所轄の老幹部で指導幹部の任にあるもの8名。職務をもたないもの3名（うち2名は疾病あり） …⑩
- ・ 文化革命後に拔擢された新幹部（漿水6名、棗園4名、冀家村6名、JJM9名、白虎荘3名、白虎荘5名、崇水峪5名；工委：書記23名、主任21名） …⑪～⑲

1988年における JJM 工委所轄7人民公社の概況は下記のとおりである⁽⁴⁰⁾。

漿水鎮	①26行政村・47自然村からなる。県政府所在地の西北51キロ。11,577人。②小学校24校、教職員工206人。1984年、郷から鎮となる。③本鎮（漿水村）は2,098人。うち非農業人口358人。（県志64）
西棗園郷	①28行政村・30自然村からなる。県政府所在地の西北47.5キロ。8,026人。②中・小学校28校、教師87人。衛生院1院、医師8名。このほか半農半医30名。（県志75-76）
冀家村郷	①18行政村・40自然村からなる。県政府所在地の西北55.4キロ。10,627人。②中・小学校18校、教師89人。衛生院1院、医師12人。（県志76）
JJM 鎮	①14行政村・36自然村からなる。県政府所在地の西北45.7キロ。11,071人。②小学校23校、教師82人。③1985年、郷から鎮となる。本鎮（JJM村）は2,443人。うち農業人口863人、非農業人口1,580人。（県志64-65）
白虎荘郷	①14行政村・17自然村からなる。県政府所在地の西北40キロ。3,124人。②中・小学校14校、教師27名。（県志75）
宋家荘郷	①22行政村・40自然村からなる。県政府所在地の西北42キロ。10,525人。②中・小学校22校、教師87人。衛生院1院、医師10人。このほか半農半医50人。（県志75）
崇水峪郷	①20行政村・76自然村からなる。県政府所在地の西北48キロ。7,035人。②中・小学校20校、教師63人。（県志76-77）

上記のように「幹部政策の実施状況」（1980年5月1日）は、QQ・JJM 工委副書記が管轄する7人民公社における文革後農村秩序の実態を、(1) 四清・文革に起因する党組織の混乱是正の結果（党员処分）、(2) 革命秩序のもとで「政治的賤民」（四類分子、右派、国民党）とされていた人々の確定と「経済問題」、(3) 党员と党政幹部の現況として概括する。

筆者にとって、QQがこのような編成一工委所轄の〔農林系統＝農民〕党员の処分と不正常死亡①②、四清・文革に起因する混乱の是正③④、「経済問題」⑤、工委所轄の〔機関＝人民公社の党政幹部〕の処分⑥、工委所轄全党员の処分⑦、国民党問題⑧、〔現況〕工委

所轄の党員数と人民公社の党政幹部数⑨、老幹部⑩、新幹部⑪～⑲—を採用したことはとても興味深く感じられた。QQ は、人民公社の党政幹部と生産大隊・生産隊の農民幹部とが明確に区別される範疇であったことを前提として、地主・富農など政治的賤民の解放が農民幹部に関わる問題であるのに対して、国民党関係者の拘束という現実から国民党問題が「農林系統＝農民」と「機関＝人民公社の党政幹部」双方に関わる事項と捉えた。この文献の編成は、城郷二元体制のもとにあった人民公社時代の中国農村の実態を描写する農村幹部 QQ の思考の型であったと言えるかもしれない⁽⁴¹⁾。

IV 中紀委・中組部調査組と X 県委の刷新

1 『人民日報』（1980年8月20日）

1980年8月20日、『人民日報』の第一面に「原 X 県委対中央方針政策頂着不辦、中紀委和中央組織調査摸清情況、按照政策調整 X 県委領導班子」が掲載された。主たる内容は以下のとおりである。

- ・ 十年動乱は X 県に 4,884 件の冤罪・でっちあげ・誤審事件を残した。四人組粉碎後、中央は名誉回復・是正を再三求めたが、県委指導部の思想路線に問題があり実施に大きな障害があった。当時の県委の主たる責任者 YX はもともと省委党校のボスで振る舞いは粗暴、つるし上げられた民衆がなくなったこともあった。彼は派閥性が強く、迫害された老幹部の名誉回復を拒絶した。三中全会後も、姿勢に変化はなかった。
- ・ 文革初期、県委組織部副部長 LS は 20 人の指導幹部の档案材料を公開し、結果これらの同志は残酷な批判闘争を被った。彼の直接の参与・示唆のもとで、県委副書記 ZM、代理書記 WG、団県委書記 WW らは闘争を受けて命を落とした。彼はまた LAZ 小学「滅共団」の冤罪事件をでっちあげ 3 人が犠牲となった。
- ・ 1978 年、YX が外出学習期間に、県委は上級の指示と大衆の要求をうけ県委常委 LS を免職とした。これに対して YX は打撃が大きすぎるとして LS を「自宅療養」とし給与も支払った。県委の常委 12 人のうち暴力や誤り等のあるものが 6 人、加えて彼らに同調するものが 2 人で全体の 2/3 を占めていた。県委指導部は当時の河北省委に称賛されて「大寨式先進単位」と評されたこともあり、一部のメンバーは何者も恐れず、目立った生活をし、居丈高にふるまい、党の優良な伝統を傷つけた。
- ・ 中共中央紀律検査委員会と中央組織部の調査組は、河北省委の直接指導下で X 県委の調査を実施、関係者約 60 人から意見を求めるとともに県委指導部各人から聴取を

行った。結果、以下の処方を選んだ。(1) 新しい県委責任者として、該県の事情に精通している老幹部の LZ⁽⁴²⁾ と SZ⁽⁴³⁾ を当てる、(2) 誤りを犯した常委のうち、審査結果が良好でかつ民衆の了解を得られた1人を留任とするが、4人を免職とし(うち1人は地委が分配、3人は基層に送って鍛錬させる)、1人は別の県に移す。

- ・ 県委ナンバー2のSZが幹部政策・冤罪・でっちあげ・誤審事件の是正を担当し、9人の在職・退職の老幹部によって構成される政策実施顧問組によるバックアップ体制を構築した。

X 地委が LS 県革委副主任を免職にしたのは1978年12月12日 (X 県志38)、県委書記が YX から LZ に交代したのは1980年7月10日である (X 地区大事記290、X 県志374)。この間、X 県委指導層の「思想路線」の問題から名誉回復・是正政策が顕著に立ち遅れているとみなされ、中紀委・中組部による調査が実施された。QQ「落實幹部政策情況」(1980年5月1日)はこうした背景のもとでまとめられた⁽⁴⁴⁾。彼は調査組による約60人の意見聴取の対象であった⁽⁴⁵⁾。

2 中紀組・中組委調査組による県委幹部会議 (1980年7月5-6日)

1980年7月5-6日、X 県委は、中央・省・地委指導者が主催する各工委・公社正副書記・主任および全幹部会議を開催、中紀委・中組部・調査組の調査結果を X 県委のすべての幹部に公表した。会議では、(1) HD (中央組織部)、(2) JM (河北省委第一書記⁽⁴⁶⁾)、(3) LQ (X 県委副書記⁽⁴⁷⁾) と、(4) 調査組によって県委の新指導者とされた LZ (X 県委副書記) による講話が行われた。

(1) HD 講話 [51-186][51-187][51-188][51-189][51-190][51-191][51-192][51-193]

- ・ 四つの近代化を推進しなければならないが、四人組による極左の流毒はいまだ肅清されていない。全県で261人の老幹部で適切に配置できたのは1人にすぎない。障害を受けた16人で解決したのは1人だけである。
- ・ YX は巧言を好み苦言に耳を貸さず、個人英雄主義が濃厚である。加えて、(1) 幹部政策が滞り、(2) 大隊・生産隊幹部層が団結できず、(3) 牛棚に住む老幹部は心身耐えがたい状況におかれた。
- ・ 中央 [1978] 48号文件⁽⁴⁸⁾にもとづき、(1) 殴打・破壊・略奪を働き状況が悪劣なものは法によって懲罰すべきであるが、(2) 大多数の案件は従来の結論が不当であれば、訴えがあるかどうかに関わらず主体的に再審査すべきである。
- ・ 領導作風を改めるためにはまず調査を行い、個々に是非を見分ける必要がある。

(2) JM 講話 [51-193][51-194][51-195]

- ・ 四人組の粉砕、とくに三中全会後に行うべき政策について、個別の同志が誤りを犯した。やるべきことは党の三四五中全会の精神⁽⁴⁹⁾を貫徹し、党の各政策を遂行することである。極左路線の流毒を肅清し、指導層の調整が必要である。こうして生産の拡大を図ることができる。
- ・ 県委指導層の嘘や大言壮語は实事求是に悖り、我々に対する危害は大きい。派閥性は文化大革命の遺産である。書記が派手な法事をやったことは党の作風を損なうものであり、また人事措置を妨げた。
- ・ 老幹部政策はしっかり実施すべきだが、それに欠点がないのではないし、また打倒すればよいというものでもない。
- ・ 文化大革命期に抜擢した新幹部に対して正しく対応する必要がある、また彼らと造反派を区別しなければならない。文革中に誤って他人をつるし上げ、ひどく障害を負わせたとしても、現在も誤りを認めるのであればそれをよしとする必要がある。YXは文化大革命の問題に誠実でなく、犯した誤りに対する総括・教訓に納得していない。

(3) LQ 講話 [51-195][51-196][51-197][51-198]

- ・ 県委に対する評価で際立っているのは主要政策が実施できていないことであり、中央 [1978] 48号文件に悖っていることである。すなわち、①LS問題、②幹部層の調整・老幹部の安排、③冤罪捏造誤審事件に対する処理、④思想路線の誤り、⑤檔案の未整理、⑥いくつかの単位での派閥性などである。
- ・ 数年来の工作作風は過去に比して悪化しており、現在それを糾す必要がある。幹部層における特殊風や腐敗風を改め、輝かしい伝統を復活して新幹部の心情を収める必要がある。
- ・ YX書記の職務解除についての討論は、民心に合致し民意に沿ったものである。
- ・ 当面の生産について、秋苗管理の強化、棉衣動員、実態に即した造林、工業生産、防風の備えなどが求められる。

(4) LZ 講話 [51-198][51-199][51-200][51-201]

- ・ 今次の政策実施の基調は安定中の前進、前進中の安定である。寛容な政策を求めるが、この寛容は無制限ではなく一定の厳格性がある。問題があれば検査し、誤りを認識し、教訓をくみ取り、立場を改める。問題があっても検査せず心腹しないのは好ましくない。同志が誤りを犯したことを許し、彼にそれを改める機会を与えることが必要である。具体的には、①冤罪を糾すこと、②老幹部の配置、③殴打・破壊・

略奪事件の解決、④档案の整理があげられる。

- ・ 軽々しく殴打・破壊・略奪の帽子を被せてはならない。軽々しく造反派の帽子を被せてはならない。時流に流されてことに及んだ人もいる。
- ・ どのように処理するにせよ、人物と事がらについて具体的に分析し、個々に対応しなければならない。
- ・ 現在の新幹部は四清・文革期に参入した半脱産幹部である。彼ら新幹部と造反派を同様に扱ってはならない。条件があり大きな誤りのないものは引き続き任用し、信任を与える。殴打・破壊・略奪の誤りがあっても、認識が正しければしばらく用いてもよい。抜擢した新幹部が任に堪えず、工作に困難があれば調整する。
- ・ 大胆に革命の後継者を要請して四化建設の必要に応える必要がある。現在、老幹部が多すぎ、中年青年幹部が不足している。幹部養成には下記の点に注意を要する。
①文革期の「仮（偽）、大、空」は不要、②共産主義の「一心為公」、③知識分子の養成、④「五湖四海」の団結、⑤典型を育て旗を立てる、⑥工作作風の改進黨（贅沢な飲食の禁止）。

LQ 県委副書記が「今回の会議は領導同志の講話を聴くことに重点があり、帰って伝達する任務はない」（工作筆記 [51-195]）と述べているように、この会議の目的は、HD（中央組織部）とJM（河北省委第一書記）の講話によって、1974年8月から県委書記の任にあったYXの更迭と新執行部によるX県委の刷新を、県委員会を構成するすべての幹部に伝達することにあった。HDは老幹部政策と文革清算の停滞およびYXの思想・工作面での問題を提示し、JMは県委指導部の「調整」が必要であると述べる。両講話を受けて、LQは主要政策での問題点を列挙するとともに、YX更迭についての討論は「民心に合致し民意に沿ったものである」とする。LZ 県委副書記は「政策実施の基調は安定中の前進、前進中の安定である」として県委指導部の調整が政治問題化することを戒め、具体的な政策課題に言及する。QQ「工作筆記」には上掲の『人民日報』が報じていた県委執行部の移動（1人が留任、4人が免職、1人が他県への移動）に関わる記載は見られない。

3 LZ 書記の講話

1980年7月10日、X地委は、LZをX県委書記に任命した（X地区大事記290）。QQ「工作筆記」から、中紀委・中組部による調査を契機に県委書記となったLZによる三件の講話を確認できる。

(1) 政策の実施について [51-220][51-221][51-222][51-223][51-224][51-225][51-226]

- ・ X県では、十年の動乱で2人の書記、3人の県委、1人の人事委員が死んだ。多くの

幹部が迫害を受け、青年幹部は誤りを犯した。文革の外傷は癒えても内傷の解決は難しい。

- ・ 文革期の人々は、①誤りを犯し人を傷つけた、②迫害を受けた、③情勢に追従した、④悪事を働き冤罪を引き起こした、⑤傍観していた、の五類に分けられる。有効な政策の実施には、中央の精神にもとづき、前進しながら向上し、向上しながら前進して大局を安定させることが肝要である。
 - ・ まず文化大革命での冤罪を解決し、そのあとで歴史的に残された問題の解決にあたる。冤罪は数量にかかわりなく、すべて糾さなければならないが、具体的に分析して区別して対処する必要がある。
 - ・ 誤りを犯した同志と犯した誤りには以下の三類がある。①文革を機に乘じひどく人を傷つけ殺人や傷害を犯したものは、相応の処分を受けなければならない。②文革で悪事をはたらき人を傷つけた多くの人々は悪人ではない。悪事の程度や態度の良しあしをみて、個々に判断すべきである。③表面上造反派についたが人にレッテルを貼ったり悪事をはたらくことのなかった人々に対しては、教訓を総括し档案を改めるべきである。
 - ・ 老幹部の配置は、冤罪の救済のあと、必ずしも原職に復帰させることではない。体力や能力に応じて適切に対処すべきである。
 - ・ 新幹部に対する対応は、①文革中の誤りを認めそれを改めたものは原職のままとする。②文革中に暴力行為があり、その程度がひどくなく認識が良好であれば、職は動かさない。③明らかに現職の任に堪えることができないものには鍛錬の機会を与え、再起を期す。④原職の任に堪えずかつ養成の可能性のないものは、別途配工作を行う。
 - ・ 老幹部は新幹部を愛護し、新幹部は老幹部を尊重すべきである。
- (2) 幹部政策を論ず（脱産幹部座談会、1980年8月25日）[52-54][52-55]
- ・ 老幹部はすべてよいとか、新幹部はすべてよいというのは正しくない。思想・工作や各方面の態度を見る必要がある。十年の動乱で老幹部は迫害されたが、少数の新幹部はトカゲやカメレオンのように節操なく悪事をはたらき、一方で傍観するものもいた。老幹部にも悪人がいた。老幹部の造反派は魂を売りわたして他人に危害を加え、殴打・破壊・略奪を行った。LSやZFは老幹部である。新幹部も老幹部も具体的に分析して対処する必要がある。
- (3) 政治思想工作について（1980年8月29日）[52-76][52-77][52-78]
- ・ 党の優良な伝統を回復し、不正の風を糾さねばならない。不正の風を糾すことがで

きなければ、四化（四つの現代化）は実現できず、党は修正主義に、国家は資本主義に変質してしまう。

- ・ 現在、数的には幹部は少なくないものの、老同志で気持ちはあっても力量が不足し、またある同志で意気込みはあるが専門知識がないという状況が見られる。党中央の政治路線に従い、能力をもち刻苦奮闘しうる幹部を抜擢したい。
- ・ 我々が必要とする新幹部は、文革で殴打・破壊・略奪を行った造反派とは区別される。
- ・ 文革で他人を傷つけ誤りを犯した人物を正確に処理するには、誤りの軽重と態度如何を見る必要がある。
- ・ 12条の準則⁽⁵⁰⁾を真剣に学習しなければならない。
- ・ 県・社・隊は人で線を引くのではなく、線（態度如何）で人を選抜する。
- ・ 極左を批判してその流毒を肅清し、是非を明らかにする。

これらの講話は、中共十一期五中全会が採択した「關於党内政治生活的若干準則」(1980年2月)の規定に準拠しながら、X県の現状と課題を具体的に提示したものにほかならない。ここで留意すべきは、行論のなかで排除の対象とされた「造反派」および「文革で殴打・破壊・略奪をはたらき状況が悪劣なもの」「機に乗じひどく人を傷つけ殺人や傷害を起こしたもの」「トカゲやカメレオンのように節操なく悪事を働いたもの」などを幹部政策との関連でどのように位置づけるのかという問題(「三種人」問題)が残されているということである。

以下に述べる「中共中央關於整党的決定」(中共十二期二中全会、1983年10月)は、この課題に応えようとするものであった。

4 現代中国政治の転換と幹部政策

78年12月の中共十一期三中全会で指導権を獲得した鄧小平は、中国政治における革命パラダイムから近代化パラダイムへの転換を促した。81年6月の歴史決議において76-78年の政権運営に対する批判を受けた華国鋒は82年9月の中共十二全大会で権力中枢から退場、鄧小平政権が発足した。こうして中国政治は転換期(1976～1982)を終え、近代化パラダイムにもとづく鄧小平時代となる。本論で指摘したように、この転換期において、中国政治は「政治的賤民」身分の脱却と並行して四人組派閥に対する摘発・批判・審査運動が展開されるとともに、その最終段階で人民公社が解体して郷政府への再編を招来した。1983年10月、十二期二中全会は「中共中央關於整党的決定⁽⁵¹⁾」を採択、以後三年間にわたって全党的な整党運動が実施されることになったが、それは近代化パラダイムにもとづく中国政治の新たな段階において、十月政変後の掲批査(暴露・批判・検査)運動を「三

種人」の党組織からの排除というかたちで継承するものであった。

「決定」は、十一期三中全会以降の路線転換によって、整頓を要する党の思想・作風・組織の各方面で多くの問題が発生したとし、(1) 十年内乱の流毒がまだ肅清されていない、(2) 資本主義の腐朽思想・封建主義の残余による浸食、(3) マルクス主義・社会主義制度の優越性に対する疑念、(4) 個人主義の悪性膨張、(5) 党組織の弱体化、(6) 党内における「三種人」がまだ完全に整理されていないと現況を整理したうえで、今回の整党の任務は、思想の統一・作風の整頓・規律の強化・組織の純化（「三種人」の排除）である、と述べる。

この中共組織の純化について、「決定」には以下のような叙述がある。

- ・「三種人」は、長期の審査によって悔悟が証明されているもの以外は原則として党籍解除とする。
- ・「三種人」以外で文革中に発生した党员・指導幹部の誤り・問題には、以下のように対処する。一般的な誤りについては問題としない。嚴重な誤りがあり結論・処理が行われていない場合は、今回の整風で結論・処理を出す。結論・処理がだされた案件で新たな重大問題がない場合、さらなる処理を付加しない。
- ・党员に対する組織的処理は实事求是の原則で行い、予めパーセントや数字を定めない。
- ・嚴重な誤りを犯した党员に対して批判・教育を行うほかに、しかるべき党紀処分を発する必要がある。政紀に違反した党员は、行政機関の政紀に基づく処分がなされなければならない。国法を犯した党员は司法機関によって法律に基づく処分がなされなければならない。
- ・党籍を解除した人物でおよそ幹部に充当しえるものには適切な工作を割り当て、幹部に充当しえないものにも工作・生活上の出路を与える必要がある。思想上・政治上彼らに関心を持ち、彼らの改造を激励し進歩を援助すべきである。

これらの論点は、国民を「人民」と敵に二分して「人民内部の矛盾／敵対矛盾」の範疇によって民主と独裁を行使し、プロレタリア階級とブルジョア階級との間の階級闘争は社会主義段階においても長期にわたって存在する⁽⁵²⁾とする革命パラダイムにもとづく毛沢東時代の中国政治の特徴的論点とは異なり、「制度」を重視する近代化パラダイムをふまえてのものである。

この整党で「三種人」とされたものは5,449人、重大な誤りを犯したものは43,074人であった。また重大な問題によって不合格として処理された党员は、党籍解除が33,896人、党员登録不可が90,069人、登録保留が145,456人で、党紀処分を受けたものは184,071人に上った⁽⁵³⁾。

ま と め

1976年十月政変の評価、「地主・富農」身分の脱却と人民公社制度の廃止、および転換の画期としての1976年十月政変と78年中共十一期三中全会との関係は、現代中国政治の転換（1976-1982）を多面的に考察・検討するうえでの基本的論点である。

まず十月政変の評価について、2008年8月20日の華国鋒死去に際して新華社が発信した「華国鋒同志生平⁽⁵⁴⁾」は、1981年の「歴史決議」で華国鋒を批判した「四負」に言及しなかった。この公的評価の変化について、韓鋼は、「イデオロギー評価を避けた概ね客観的な評価である⁽⁵⁵⁾」として次のように論じる。①華国鋒は「四人組」拘束行動のすべてのステージの主導者であった。それは決してただ「功績があった」というものでは断じてなく「決定的な役割を果たした」のである。②華国鋒が「二つのすべて」を固持したと言う言い方は事実ではない。すくなくともそこに、鄧小平復活に反対するという意思は存在しなかった。③幹部の職場復帰と名誉回復を引き伸ばし阻んでいたことが華国鋒の誤りと一つとされる。しかし具体的に見ればそのほとんどが汪東興についてであり、華国鋒については簡単に結論をだすことはできない。④大規模な外資導入、西側諸国視察の主張、輸出基地を作り外国借款に賛成すること、上部構造と管理体制の改革などは肯定すべきであり、華国鋒執政期に、改革開放はすでに日程に上っていた⁽⁵⁶⁾。

華国鋒死去に際し、中国のネット上で彼の評価をめぐるさまざまな意見が提出された。游客久は次のように概括する。資本主義復活に反対するいわゆる左派陣営からみると、華国鋒は人民に対してなにがしかの有益なことを行ったことは確かであるが、問題は「1976年10月6日の政変」についてである。すなわち、①華国鋒は毛主席が選んだ後継者なのか、②それは反革命軍事政変なのか、③政変における華国鋒の役割は何か、④彼は単なる裏切り者なのか、ブルジョア階級野心家でもあるのか、⑤政変の方法、段取り、道理、効果のすべてがよくなかったのか、⑥政変によって中国はブルジョア階級独裁になったのか、あるいは資本主義復活の開始か、⑦当局が政変ではなく十一期三中全会を中国当代史の起点としているのはなぜか、⑧華国鋒の人品をどう評価するか、⑨華国鋒は党内の走資派か、官僚主義階級の代表か、などである⁽⁵⁷⁾。

華国鋒死去後における公的評価の非イデオロギー化とネット上での左派論壇の論点提示は、1976年十月政変に対する多面的な再検討を要請している。

第二に、「地主・富農」身分の脱却と人民公社制度の廃止について。1978年12月の中共十一期三中全会は「中共中央關於加快農業發展若干問題的決定（草案）」と「農村人民公社工作条例（試行草案）」（新六十条）の省・自治区・直轄市での討論・試行を定めていた。

全会直後にだされた「中共中央關於地主、富農分子摘帽問題和地、富子女成分問題的決定」はこの新六十条をふまえてのものであったが、79年9月の四中全会は「中共中央關於加快農業發展若干問題的決定」を正式に採択する一方で、新六十条は議論の対象から外された。その後1980年中央75号文件が農村改革において包産・包幹到戸（生産量・納税額の個別農家請負制度）が「姓社」（社会主義的性格）であって「姓資」（資本主義的性格）ではないとしたことにより、包産・包幹到戸が全国に拡大した。1982年中央1号文件は、包産・包幹到戸がその他の各種の責任制と同じく「社会主義集団經濟の生産責任制」であり、それは「合作化以前の小私有个体經濟とは異なり、社会主義農業經濟の構成部分である」と規定した。さらに1983年中央1号文件は、「包産到戸」「包幹到戸」を「聯産承包責任制」（生産請負制）として概念化するとともに、人民公社「政社合一」体制を改め、政社分設を実行するとした。10月、中央と国務院は「關於实行政社分開建立鄉政府的通知」を發出、82年憲法の規定に基づき、郷政權設置を決定した。85年6月までに、5.6万の人民公社は9.2万の郷（鎮）となり、54万の生産大隊は82万の村民委員會となった⁽⁵⁸⁾。

「地主・富農」身分の廃止と人民公社制度廃止という転換期中国農村の二つの変化が、前者が人民公社制度の改革（新六十条）の前提として提起されたのに対して、後者が農業發展の加速という観点から具体化されていったこと、換言すれば両者は異なるベクトルのものにあつたのである。

第三に、十月政変と中共十一期三中全会との関係について。この課題は、本稿第二節の最後に掲げた「画期としての十月政変（楊繼繩）」と第三節冒頭の「画期としての十一期三中全会（中国共産党新聞）」との関係、およびそれぞれの画期を整理した年表との接続・断絶として理解することができる。「画期としての十月政変」において、楊繼繩は「政治的賤民」の消滅と地方の四人組派閥の清算（掲批查運動の展開）を指摘する。これに対して中国での公的評価（「画期としての十一期三中全会」）は、①全党の工作の重点を現代化建設においた、②鄧小平を核心とする中央指導層が形成され始めた、③党史上の重大な冤罪・指導者の評価を解決したとするが、同時にそれは林彪・四人組裁判、歴史決議にいたる経路の形成でもあった。歴史決議での華国鋒批判（一正四負）と十二全大会における華国鋒の退場は、鄧小平時代の開幕を意味した。

1980年、党中央は、X 県委による名誉回復・是正政策が顕著に立ち遅れているとして調査組を派遣した。QQ「落實幹部部政策情況」は、こうした状況を背景として記録された。この文献は、二義的な転換期中国政治の画期に関わる農村の実態を概括したものとして考察されるべきであろう。

本稿で示した QQ「工作筆記」の三つの事例は、第一の事例が1976年十月政変にかかわ

る中央の意思伝達過程を、第二の事例が「四人組」派閥摘発運動と「政治的賤民」の身分廃止にかかわる（県の下位に位置する）基層農村の総括を、農村幹部が日々の業務として記録したものであり、さらに第三の事例が、人民日報で報道された中紀委・中組部調査組とX県委の刷新について、県委幹部全体会議の内実を会議参加者として記録したものである。これらのことから、QQ「工作筆記」は現代中国政治の転換にかかわる新たな思路を拓きうる貴重な一次資料であると言うことができよう。

註

- (1) ①「現代中国政治の転換と中共十一期三中全会」『阪大法学』第69巻第3・4号（2019年11月）393-424頁。「中共十一届三中全会与当代中国政治转型」『大阪大学中国文化フォーラム・ディスカッションペーパー』2020年第3号（阿路思訳、2020年6月）1-16頁、<http://hdl.handle.net/11094/76669>；②「現代中国政治における“毛沢東思想”の再定義と日中関係：月刊誌『中国研究』に見る歴史の語り」、瀧口剛編『近現代東アジアの地域秩序と日本』大阪大学出版会（2020年3月）369-402頁。「毛澤東思想”在當代中國政治中的重新定義與日中關係：以《中國研究》月刊為考察對象」『大阪大学中国文化フォーラム・ディスカッションペーパー』2019年第1号（林礼釗訳、2019年11月）1-23頁。<http://hdl.handle.net/11094/73604>；③「現代中国政治の転換と華国鋒：『毛沢東選集』第五巻の資料的考察」、石川禎浩編『毛沢東に関する人文科学的研究』京都大学人文科学研究所附属現代中国研究センター（2020年2月）369-407頁。http://www.zinbun.kyoto-u.ac.jp/~rcmcc/maozedong-paper/14_tanaka.pdf；④「華国鋒研究の概況と展開」『史学研究』第305号（2020年3月）317-332頁；⑤「“華国鋒”という問い：現代中国政治の転換と毛沢東思想の再定義」（台湾・中央研究院近代史研究所主題研究計画：国共両党的比較研究〔黄自進、2018-2020〕の最終報告）。
- (2) 筆者は、2002年以降を民族パラダイムにもとづくポスト鄧小平時代と理解している（「三つの代表」の提起）。
- (3) プライバシー保護の観点から、「工作筆記」の筆者、ならびに筆者と直接関連のある地名と人名にマスキングを施した。
- (4) QF「共和国郷村社会40年風雨歷程之現場記録：父親的《工作筆記》」（2009、2012年改訂）。張思教授の教示による。
- (5) QF「共和国郷村社会40年風雨歷程之現場記録：父親的《工作筆記》」。
- (6) 鄧群剛「集体化時代的山区建設與環境演变：以河北省X県山区為中心」、南開大学歴史学院博士論文、2010年、30、36-37頁。
- (7) X県地方志編纂委員会編『X県志』河北人民出版社、2012年。
- (8) 「X」（百度百科2020/9/22閲覧）。
- (9) 中共河北省委組織部・中共河北省委党史資料徵集編審委員会・河北省档案局『中国共産党河北省組織史資料：1922-1987』河北人民出版社、1990年、835頁。
- (10) 第43冊（1975.12-1976.6）、第44冊（1976.7-1976.8）、第45冊（1976.8-1977.1）、第46冊（1977.2-1977.6）、第47冊（1977.2-1978.5）、第48冊（1978.6-1979.3）、第49冊（1979.4-1980.5）、第50冊（1979.5-1979.11）、第51冊（1979.9-1980.7）、第52冊（1980.7-1980.12）、第53冊

- (1980.7-1983.12)、第54冊(1980.12-1981.6)、第55冊(1981.6-1981.9)、第56冊(1982.1-1982.7)、第57冊(1982.8-1982.12)、第58冊(1982.11-1983.9)。
- (11) 中国共産党大事記1976年、<http://cpc.people.com.cn/BIG5/64162/64164/4416105.html>、2022年5月5日閲覧。
- (12) 中共中央党史研究室『中国共産党的九十年』中共党史出版社・党建读物出版社、2016年、628頁。
- (13) ①中国文化大革命文庫(<https://ccradb.appspot.com/post/844>) 2021年6月閲覧；②中国改革信息庫(<http://www.reformdata.org/1976/1008/3472.shtml>) 2022年5月17日閲覧；③劳改博物館(<https://laogairesearch.org/archives/>) 2022年5月17日閲覧。
- (14) 「首都一百五十万军民举行声势浩大的庆祝游行 热烈庆祝华国锋同志任中共中央主席、中央军委主席 热烈庆祝粉碎“四人帮”反党集团篡党夺权阴谋的偉大勝利」(『人民日報』1976年10月22日)。
- (15) 「Y書記」[45-40]はYX 県委書記(任期1974.8-1980.7)(X 県志、374頁)。
- (16) 「告全党全軍全国各族人民書」(『人民日報』1976年9月10日、第二版)。
- (17) 「尚家庄」[45-52]は「尚庄」(X 県志59)。
- (18) 「HJ 主」[45-57]は「HJ 主任」[45-99]。LL 工委の幹部か。
- (19) 「D 書記」[45-61]はDM 県委副書記(任期1976.3-1983.12)。(X 県志、374頁)
- (20) 「WH 書記」[45-82]は、元県委副書記(任期1971.4-1973.3)。(X 県志、374頁)
- (21) 「HF 付書記」[45-88]は、「HF 県委副書記」(任期1975.11-1980.3)。(X 県志、374頁)
- (22) 張楽天『告别理想：人民公社制度研究』上海人民出版社、2005年、182、182-183頁。
- (23) ①9月9日～10月28日の記載で、9月15日以外の項目は会議名あるいは下郷工作の記載があること、②9月9日の電話会議でYX 県委書記が「大衆を組織して放送を聴取させ」[認真組織群衆收听广播]と述べていたことによる。各村に設置された有線放送によるものだったと考える。
- (24) LL 工作委員会は、LL・城計頭・BA・楊庄の四人民公社を所轄していた。
- (25) X 地区行署・X 市政府・X 県政府はすべてX 市にあった。
- (26) 楊繼繩[辻康吾編]『文化大革命五十年』岩波書店、2019年、107頁。「政治的賤民」とは地主・富農・反革命分子・破壊分子・右派分子及びその家族を指す。2004年の最高人民檢察院ネットワークのデータでは摘発分子が2000万余とされ、それぞれ3ないし4人の家族がいるとして、総計6000万人にのぼることになる(楊繼繩同書、原注7参照)。
- (27) 「三種人」とは、林彪・江青一味に追隨して造反でのしあがったもの、派閥思想に凝り固まったもの、殴打・破壊・略奪を働いたものを指す。
- (28) 前掲楊繼繩『文化大革命五十年』108-109頁。
- (29) 劉金城主編『X 地区大事記1949-1984』河北省X 地区档案局、1986年。
- (30) 中共中央党史研究室科研管理部編『撥乱反正・中央卷』(中国共産党歴史資料叢書)、中共党史出版社、1999年、193頁。蕭冬連『歴史的軌軌：從撥乱反正到改革開放』(中華人民共和國史、第10卷)、香港中文大學當代中國文化中心、2008年、119頁。1982年までに全国で「四清運動」で再審査された案件は63万件に及んだ。また中共中央の決定にもとづき、一部の地域で「四清運動」における農牧民の階級成分の改正が行われた(蕭冬連同書、119-120頁)。
- (31) 中国共産党十一届三中全会簡介、<http://cpc.people.com.cn/GB/64162/64168/64563/65371/4441896.html>。
- (32) 前掲中共中央党史研究室科研管理部編『撥乱反正・中央卷』607-608頁：『農村政策文件

選編（三）1966-1979年』中国人民大学農業経済系資料室、1979年、183-184頁。

(33) 前掲『撥乱反正・中央巻』609-610頁。

(34) 「農林系統」「機関団体」のほかに、同表では「女性黨員」「工業交通」「財貿系統」「文教・衛生」「その他」の項目がある。

(35) これに対して生産大隊と生産隊の幹部は「兼職幹部=農民（農民戸籍）」で、「職官」ではない。

(36) 「黨員が党の紀律に違反したとき、党の組織は教育を実施するとともに、具体的状況に照らして、それぞれ警告、嚴重警告、党内職務の解除、留党觀察および党籍解除の処分を行うことができる」（中国共産党章程第5条、1977年8月18日）。「四清」文革期における農村党組織の黨員処分については、『侯家宮村文書資料』（一）村政権：党政団組織、3. 黨員処分（張思主編『二十世紀華北農村調査記録』第4巻、社会科学文献出版社、2012年、87-88、102-115頁）参照。

(37) 「農林系統」①における「機関開除」の「機関」は、公社内の医者・教員・農業技術員などを指す。また「解除」は、非農民黨員に対する「党内・行政職務の解除」処分である（張思教授の教示による）。

(38) 「四清」での階級再画分ならびに文革後の「撥乱反正」（乱れた世を正常に戻すこと）については、『侯家宮村文書資料』（二）政治運動、1. 四清運動與階級画分、3. 革命終結、平反（張思主編『二十世紀華北農村調査記録』第4巻、122-125、129-184、227-247頁）参照。

(39) この数値は、【X県の黨員数】における「総計」「機関団体」の数値、ならびに下掲【河北省の中共黨員と行政幹部】における「黨員数」「行政幹部数」に対応している。

【河北省の中共黨員と行政幹部】（前掲『河北省組織史資料』836頁）

年	黨員数	行政幹部数
1977	2,319,427	148,734
1980	2,558,041	179,981
1985	2,858,824	292,632

(40) 『X県志』は記述の下限を1988年としている（「凡例」17頁）。2鎮5郷の合計は61,985人である。

(41) 都市戸籍を保有する市民が住むのは県（県級市を含む）政府所在地の県城が最末端であり、それ以下の郷・鎮政府所在地の住民については、政府関係者や公務員を除いて基本的に農村戸籍である。戸籍で区分すれば、県政府所在地の県城とそれ以上は都市であり、それ以下の郷・鎮・村は農村となる。農民が住む「村（行政村）」は官僚制行政位階体系だけでなく、市場中心地の位階体系においも末端に位置しており、農民は常に「鎮」「県」「市」のように位階の上部へ移動して活動を行う必要がある。県に行けば、大学以外のほとんどのインフラ・施設が完備しており、従来のふるさとや市への移動も便利である。（張曼青・胡毓瑜・三好恵真子「中国皖南都市公共スペースでの“アウトロー”農業：“県城”で生活する離土離郷人々がなぜ農業から離れないのか」『アジア太平洋論叢』[大阪大学] 第24号、2022年、29頁）

(42) 県委副書記 [任期：1980年5月～1980年7月]、県委書記 [1980年7月～1981年12月]（前掲『X県志』374頁）。

(43) 県委副書記 [任期：1980年5月～1983年12月]（前掲『X県志』374頁）。

- (44) 「工作筆記」の当該頁の冒頭に「政策の実施[落實政策]」と朱筆で大書している [51-158]。
- (45) 調査組の省委13人・地区委3人はバスを仕立て、JJM 工作委員会が管轄する漿水公社の前南峪林業大隊を訪問している（工作筆記 [51-195]）。
- (46) 任期1979年12月～1982年6月（前掲『中国共産党河北省組織史資料』745頁）。
- (47) 任期：1979年4月～1985年12月（前掲『X 県志』374頁）。
- (48) 十一期三中全会以来、各級の指導者はさらに思想を解放して必要な措置をとり、[河北省] 昌黎県での政策実現にむけてのステップを速めた。党の各政策の実現を通じて林彪「四人組」の極左路線を批判し、さらに路線の是非を明らかにして各方面の積極的要因を引き出した。政策実施によって、一群の声望があり経験を積んだ老幹部を解放して適切に安排し、各級の指導陣を充実・強化した。また一群の資格があり才能と学識をもった科学技術・文化芸術人員を解放して適切に安排し、科学技術・文教スタッフを充実強化した。さらに毆打・破壊・略奪問題を真剣に処理した。中央 [1978] 48号文件の精神に基づき、一部の毆打・破壊・略奪問題を精査し処理した。嚴重な誤りを犯しかつ群衆の意見が大きいものは指導陣から外し、あるものには紀律処分を行った。騙されて毆打・破壊・略奪に加わった絶対多数のものに対しては、その誤りが重大なものを含めて、「過去の過ちを批判して教訓とし、病を治して人を救う」という方針に基づき、思想教育を重視して個人の責任を追及しなかった（曾桂蓮「平反冤假錯案 落實各項政策」『胡耀邦史料信息网』<http://www.hybsl.cn/huinianyaobang/huainianwenzhang/2016-11-30/63284.html>）（鄒燦氏の教示による）。
- (49) 三中全会精神：工作の重心を経済建設に移す。四中全会精神：農業発展のテンポを加速する。五中全会精神：党の領導を堅持・改善する（鄒燦氏の教示による）。
- (50) ①党の政治路線と思想路線を堅持する；②集団領導を堅持し、個人專断に反対する；③党の集中統一を維持し、党の紀律を厳格に順守する；④党性を堅持し、派閥性を根絶する；⑤眞実の話をし言行一致する；⑥党内民主を發揚し、異なる意見に正しく対処する；⑦黨員の権利を保障して侵犯しない；⑧選挙において選挙人の意志を十分に体现する；⑨誤った傾向および悪人・悪事に対して闘争する；⑩誤りを犯した同志に正しく対処する；⑪党と群衆の監督を受け入れ、特権を認めない；⑫努力して学習して「紅も專も」を実現する（「關於党内政治生活的若干準則」中共十一届五中全会、1980年2月29日）。
- (51) 「中共中央關於整党的決定」（中共十二期二中全会、1983年10月11日）中国共産党歴次全国代表大会数拠庫（<http://cpc.people.com.cn/GB/64162/64168/64565/65377/4429530.html>）。
- (52) 毛沢東「關於正確處理人民内部矛盾的問題」（『人民日報』1957年6月19日、第1版）。
- (53) 樊憲雷「新中国成立以来關於發展新黨員思路透視」2013年07月29日、人民網 - 中国共産党新聞網（<http://dangshi.people.com.cn/n/2013/0729/c85037-22357726-6.html>）（アルス氏の教示による）。
- (54) 『人民日報』2008年9月1日。
- (55) 韓鋼「關於華国鋒的若干史実」9頁。
- (56) 韓鋼「關於華国鋒的若干史実」11、15頁；韓鋼「關於華国鋒的若干史実（続）」15頁。
- (57) 游客久「蓋棺未必定論：華国鋒死了」（2008年12月15日）、『華国鋒研究資料匯編』。
- (58) 「取消人民公社的前前後後」『文摘週報』2011年2月10日（中国改革信息庫 <http://www.reformdata.org/2011/0210/8860.shtml>）。X 県では、1983年2月、前南峪生産大隊を除く全県の生産隊が「家庭聯産承包責任制」を実施することになった。84年4月、X 県の人民公社管理委員会は郷・鎮に、生産大隊は村民委員会に改編された（前掲『X 県志』40-41頁）。